

2足福介発第2144号  
令和2年8月26日  
(公印省略)

地域包括支援センター長  
居宅介護支援事業所管理者  
介護老人福祉施設管理者 各位

足立区介護保険課長  
小口 信一

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る介護保険要介護等 更新申請の延長期間の変更について

日頃より、介護保険制度に関しましてご理解とご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、認定調査のための面会が困難な場合、6か月間更新期間の延長を行っているところですが、未だ感染の拡大が続いていることから、下記のとおり延長期間を12か月に変更いたします。

貴所におかれましては、代行申請する際に、施設や病院等が面会禁止である場合や、感染の不安から面会を避けたいとのご希望がある場合、延長期間が12か月になることをお伝えいただき、申請書の延長希望欄にチェックをするようお願いいたします。

なお、9月末日有効期限の更新申請の方につきましては、今までどおり6か月の延長となります。お手数をおかけしますが、よろしくをお願いいたします。

### 記

#### 1 変更点

現 状 延長期間6か月（9月末更新期限の方まで）  
変更後 延長期間12か月（10月末更新期限の方から）

#### 2 その他

- （1）今回の手続きにより、更新期限翌月から12か月間の被保険者証が発行されますが、あくまでも現在の認定期間を延長するものであり、今回の延長を理由に改めてケアプランを作成する必要はありません。
- （2）既に6か月の更新延長を行った方で、6か月後の更新期限が到来してもまだ面会が困難な場合は、再度延長することができます。その際の延長期間の取り扱いは、上記のとおりとなります。
- （3）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、認定審査会は、8月18日から再度審査会室には集合せずに実施しています。
- （4）更新の申請書は、区のホームページの「介護事業者（訪問、通所、入所施設）向け新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の「6 要介護認定延長に関する臨時的な取り扱い」からダウンロードできます。

問合せ先：足立区介護保険課介護認定係  
電話：03-3880-5256  
FAX：03-3880-5621